

(令和7年9月30日発表)

森林カーボンのクレジット創出促進に関する協定の締結

◆アピールポイント	<ul style="list-style-type: none">・静岡市では、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す「環境林」と、森林の有する公益的機能に配慮しつつ、木材生産を主体として資材の循環利用を行う「循環林」とに市内の森林を区分し、森林経営管理を推進しています。・この「環境林」は、木材生産による収入が見込めず、森林所有者等が適正に森林を管理するインセンティブの確保が必要となります。・このたび、森林所有者が適正に森林を管理するためのインセンティブとなる新たなカーボンのクレジット創出を目指す取組「森林カーボンのクレジット創出促進事業」に参画する事業者2者を選定し、森林カーボンのクレジット創出促進に関する協定を締結しました。
◆内容など	<p>◎「森林カーボンのクレジット創出促進事業」</p> <ul style="list-style-type: none">・森林による温室効果ガスの吸収だけでなく、災害抑制や水源の涵養、生物多様性の保全などを評価した新しいクレジットの創出を目的とした実証事業に取り組む事業者と実証事業の実施に関する協定を締結し、事業の広報といった支援、実証事業に関する経費の負担を行うものです。 <p>◎締結事業者と実証事業の概要</p> <p><締結事業者：株式会社ジャパンガスエナジー></p> <p>環境林における森林の多面的機能を科学的かつ社会的に可視化し、これらの機能価値を定量的に評価可能とする制度・技術的枠組みを確立する。</p> <p><締結事業者：株式会社中井俊裕カーボンニュートラル研究所、株式会社エル・ティ・エス> ※共同事業体として選定</p> <p>持続可能な森林経営管理の実現のため、多様な収入源を複合的に組み合わせた「静岡版複合型（再エネ・森林・公益的価値）クレジット創出モデル」を構築する。</p> <p>◎今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none">・実証事業期間である令和9年12月末まで、静岡市内森林におけるデータ収集や方法論確立に取り組み、新たな森林カーボンの創出を目指します。・令和8年7月、令和9年7月には中間報告会を、令和10年2月には、最終報告会を開催する予定です。

別紙資料 有

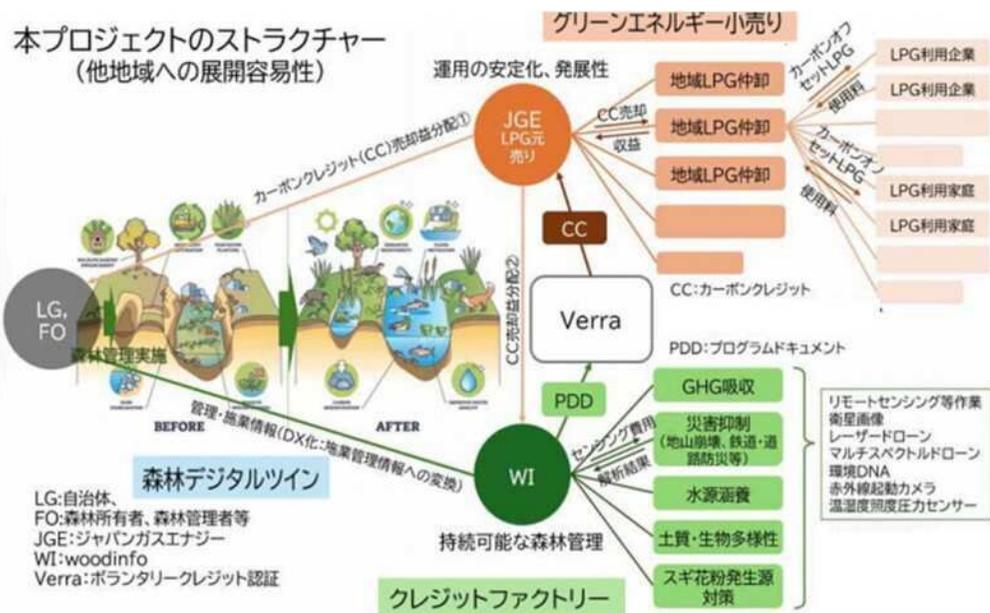
ぜひ取材をお願いします。

【問合せ】 森林経営管理課（静岡庁舎13階）
担当 大友、山田
電話 054-221-1063
メール shinrin@city.shizuoka.lg.jp

株式会社ジャパングスエナジー 「森林カーボンクレジット広域創出事業」

● 事業概要

「環境林」における森林の多面的機能（CO2 吸収、水源涵養、災害抑制、生物多様性保全等）を統合的に評価し、それをボランタリークレジットとして顕在化・流通させる一連のプロセスを確立する



スキーム図

● 実証概要

森林におけるCO2吸収量のみならず、環境林に固有の多面的な公益的機能を統合的に評価し、質の高いカーボンクレジットを継続的に創出する。加えて、リモートセンシングや環境DNA、ドローン計測等の先端技術を活用したモニタリング基盤を整備

■ 対象森林の特定と環境林判定

調査実施エリアをリモートセンシングにより抽出し、現地踏査を経て選定。

■ 公益機能の可視化および指標化

温室効果ガス吸収量に加え、森林の多面的機能の数値化、空間モデルと連携させた統合的公益評価指標を策定。

■ 方法論 (Methodology) の設計と暫定適用

国際ボランタリークレジット制度を参考に、複数の公益的機能を対象とした方法論の案を構築し、MRV※（モニタリング・報告・検証）体系を設計。

■ モニタリングデータ取得

複数の先進森林計測技術を用いたデジタルモニタリングを実施

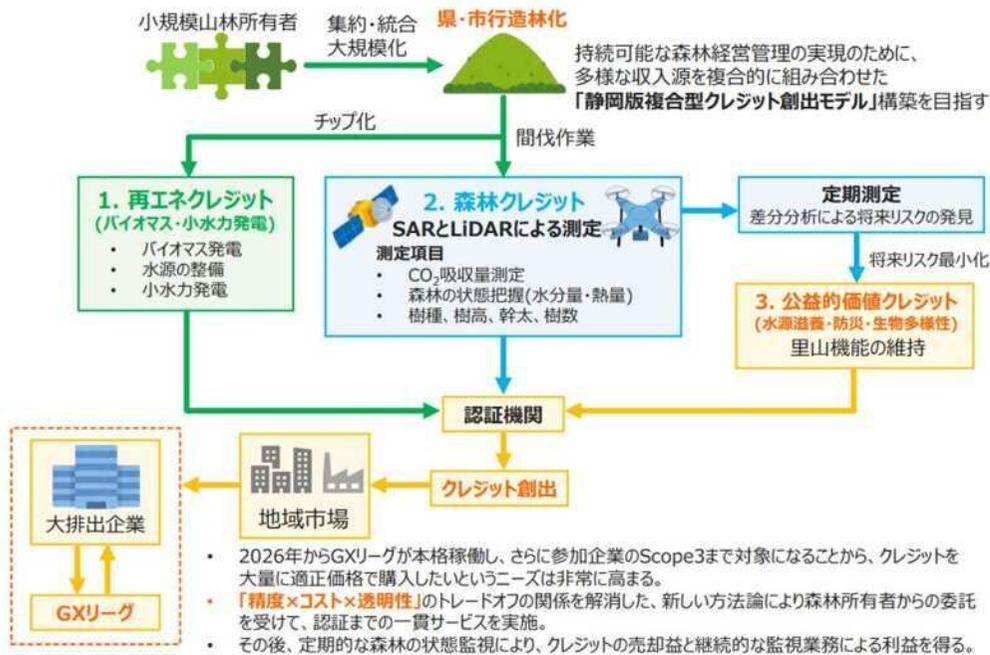
● 取組みのポイント

静岡市において、本事業スキームの成立後、同様の環境林が広く存在する中山間地域においても、本モデルの展開が可能。まずは、静岡市が保有する森林の内、500haを優先対象として段階的に展開し、施業放棄地対策および地域版自然資本経営の起点構築を目指す

株式会社中井俊裕カーボンニュートラル研究所/株式会社LTS 「静岡版複合型クレジット創出モデル」

●事業概要

持続可能な森林経営管理の実現のために3つのクレジット「再エネクレジット」「森林クレジット」「公益的価値クレジット」を複合的に組み合わせた「静岡版複合型クレジット創出モデル」構築を目指す事業



スキーム図

●実証内容

森林におけるデジタル化されたMRV（モニタリング・報告・検証）手法の確立や、水資源の活用、間伐材の再資源化等の実証を行う

- 衛星画像の入手・分析、リモートセンシング技術の実証
衛星画像にて市内森林と実証対象地域の画像分析を行う。また、レーザー計測技術を活用し、実証事業地域でクレジット創出に必要な樹種、樹木数、樹高、幹の太さなどの情報を取得。衛星画像とレーザー計測結果の違いを確認
- 実証場所5haの50%に対して間伐作業を実施
衛星画像とレーザー計測による撮影を繰り返し、間伐の実施、未実施の変化が読み取れるかの検証を実施
- AIを用いた樹種判別
間伐や植林の有無について地図上などで表現
- 衛星データのみで吸収量を自動で算定
現地観測を必要とせず、大規模高頻度な衛星データにより吸収量を自動で算定するシステム開発を実施

●取組みのポイント

衛星データをAI分析することで、モニタリングが短時間で実施可能。また、静岡市全体の森林の状態監視が可能となることで、森林の持つ環境資源を保全に導くことができる。吸収クレジットの他にも森林が持つ環境価値を静岡独自の取引所を設立する等を構想する。これによりクレジット生産者と購入者の経済的な予見性を高める効果を期待している。

森林カーボンクレジット創出促進事業における
実証事業の実施に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社ジャパングスエナジー（以下「乙」という。）は、「森林カーボンクレジット創出促進事業」（以下「本事業」という。）において採択された実証事業（以下「実証事業」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、実証事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。

（実証事業の期間）

第3条 実証事業の期間は、甲が第6条第2項の規定における承認を行った日から令和9年12月31日までとする。

（事業責任者）

第4条 乙は、実証事業の実施に際し、自己の分担業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を事業責任者として選任する。

2 事業責任者は、甲との連絡調整や事業の進捗管理、現場での執行管理の責任を負うものとする。

（役割分担）

第5条 実証事業の実施における甲と乙の役割分担は次のとおりとする。

（1）甲の役割

- ア 実証事業に関する協議及び助言
- イ 経費の支出
- ウ 本事業の広報
- エ その他本事業及び実証事業の円滑な実施のために必要な業務

（2）乙の役割

- ア 実証事業の企画及び実施
- イ 本事業の広報への協力及び実証事業の成果の発信
- ウ その他実証事業の円滑な実施のため必要な業務

2 甲及び乙は、自己の分担する業務について、その一部を第三者に委託し、本事業又は実

証事業の実施に当たり必要な情報をその受託者と共有できるものとする。その場合、甲及び乙は当該第三者に対して、第18条（暴力団等の排除）、第19条（個人情報の取扱い）、第20条（秘密の保持）及び第24条（帳簿の保存）において自己が負う事務を遵守させる。

- 3 甲及び乙は、前項の規定により第三者に自己の分担する業務を委託した場合、甲及び乙は相手方にその受託者を通知する。

（実施計画の作成）

第6条 乙は、協定締結後速やかに実証事業に係る実施計画（以下、「実施計画」という。）を作成し、第1号様式により甲に協議を行う。

- 2 甲は、前項の規定により乙から協議があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、乙に対して通知する。

（実施計画の変更）

第7条 乙は、前条の規定により甲が承認した実施計画を変更しようとするときは、第2号様式により甲に協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 甲は、前項の規定により乙から協議があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、乙に対して通知する。

（実施計画の進捗管理及び執行管理）

第8条 乙は、第6条の規定により承認された実施計画について実証事業を推進する。

（事業報告）

第9条 乙は、次の各号に定める時点における実証事業の実施状況について、甲が指定する期日までに、第3号様式により甲に報告しなければならない。

- (1) 令和8年3月31日（初年度報告）
- (2) 令和9年3月31日（中間報告）
- (3) 令和10年1月31日（最終報告）

- 2 前項の規定に関わらず、甲は、必要と認めるときは、乙に対して実証事業の実施状況について報告を求めることができる。

（経費の負担）

第10条 甲は、実証事業に要する経費のうち、甲が適正と認めたものについては、負担金として乙に支払う。

- 2 負担金の額は、令和7年度2,000万円、令和8年度2,000万円、令和9年度2,000万円をそれぞれ上限とする。

(経費の報告)

第11条 乙は、毎年度、実証事業に要した経費について、甲が指定する期日までに、第4号様式により甲に報告しなければならない。

2 次の各号に定めるものについては、前項における実証事業に要した経費から控除する。ただし、控除することが適切でないとき甲が認めたものについてはこの限りではない。

(1) 国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されている場合において、当該補助金、委託費等の額

(2) 実証事業の実施を通じて乙が得た収入等の額

(負担金の額の確定)

第12条 甲は、前条の規定により乙から報告を受けたときは、その内容を審査し、各年度の負担金の額を確定し、乙に通知する。

(負担金の支払)

第13条 乙は、前条の規定により甲から通知を受けたときは、甲に対して速やかに負担金の支払を請求する。甲はその内容を審査し、適正と認められたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に乙に支払う。

(負担金の概算払)

第14条 前条の規定に関わらず、甲は実証事業を実施するにあたり、特に必要があると認めるときは、本負担金を概算払することができる。

2 乙が前項の規定により概算払を請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

3 概算払により交付した負担金の額と第12条(負担金の額の確定)の規定により確定した額とに過不足が生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

(調査等)

第15条 甲は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めるときは、乙の事業に支障のない範囲において、乙に対し、本事業に関する報告を求め、若しくは帳簿書類その他の物件を調査し、又は乙の従業者その他の関係者に対し、質問をすることができる。

2 乙は、前項の規定による報告の徴収及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならないが、同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。但し、乙の事業に支障のない範囲に限るものとする。

(本協定の解除)

第16条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく反したとき。
 - (2) 甲においては、公益上の見地から実証事業を中止する必要が生じたとき。
 - (3) 甲又は乙において、実証事業の執行が困難であると相手方が認めたとき。
 - (4) 甲又は乙が、相手方に対し相当の期間を定めて本協定の履行を催告したにもかかわらず、正当な理由なく、その期間内に履行しないとき。
 - (5) 乙について、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があったとき。
 - (6) 乙が、偽り、隠匿その他不正の手段により負担金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - (7) その他、乙が協定先として不適切と甲が判断したとき。
 - (8) 荒天・天変地異などの影響により実証事業をやむを得ず中止とするとき。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき理由により本協定を解除することになった場合は、乙に対して負担金の返還を求めることができる。
- 3 第1項6号に該当する事由が本協定期間終了後に発覚した場合は、前項を準用する。なお、本項に該当する場合は、甲は、本協定を解除することなく、乙に対して負担金の返還を求めることができる。
- 4 第1項の規定により本協定が解除された場合において、乙が実施した内容を甲が審査した結果、適正と認めた部分があるときは、甲は当該実施部分に対する負担金相当額を支払う。当該支払については、第13条（負担金の支払）の規定を準用する。

（損害賠償責任）

第17条 甲及び乙は、本協定に違反したことにより相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

（暴力団等の排除）

第18条 乙は、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（静岡県暴力団排除条例（平成25年静岡県条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）を介入させてはならない。また、実証事業を実施するに当たり、暴力団又は暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 甲に報告すること。

(3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(個人情報の取扱い)

第19条 甲及び乙は、本事業の実施に当たり知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）に基づき適正に取り扱うものとする。

(秘密の保持)

第20条 甲及び乙は、本協定の履行に当たり、相手方から秘密である旨表示がなされて開示された資料、情報のほか、実証事業に実施に関して知り得た個人情報及び相手方の技術上、経営上等の一切の情報を秘密として取り扱い、当該相手方の事前の書面による了承なく第三者へ開示又は漏洩しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受け、又は知得した際、既に公知となっているもの
- (2) 開示を受け、又は知得した際、自己の責によらずに公知となったもの
- (3) 開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 法令（静岡市の条例、規則を含む。）の規定により提供が義務付けられているもの

(情報公開)

第21条 実証事業に関連し、甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は公文書として取り扱い、法令に基づき不開示となる部分を除き開示請求の対象となる。

(実証事業の公表)

第22条 甲及び乙は、実証事業の内容及びその成果を公表できるものとする。

2 甲及び乙は、実証事業の内容等を公表するときは、公表に先立ち、相手方と協議する。

(権利の帰属)

第23条 実証事業の実施に当たり、甲及び乙のそれぞれの業務に付随して得られた成果物（中間成果物を含む。以下同じ。）・著作物に対する著作権その他の知的財産権は、それぞれに帰属するものとする。ただし、本協定の締結前から各事業者に帰属していた知的財産権等は、引き続き各事業者に留保される。

2 甲及び乙は、本事業において必要があると認められる場合には、相互に事前通知した上で、前項の成果物・著作物を無償で利用できる。

3 成果物又は著作物の利用上、特に留意すべき事項がある場合の取扱いは、別途、甲乙が協議して定める。

(帳簿の保存)

第24条 乙は、本事業に関する帳簿を備え、本事業の完了した日の属する事業年度の終了後5年間保存する。

(協定の変更)

第25条 甲及び乙は、実証事業の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力とその他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適當となった場合は、協議の上、本協定を変更することができる。

(協定期間終了後の効力)

第26条 本協定が、協定期間満了又は解除等により終了した後においても、第16条(本協定の解除)、第17条(損害賠償責任)、第18条(暴力団等の排除)、第19条(個人情報の取扱い)、第20条(秘密の保持)、第21条(情報公開)、第22条(実証事業の公表)、第23条(権利の帰属)、第24条(帳簿の保存)及び本条の規定は存続する。

(協議)

第27条 本協定に定めのない事項については、関係法令を順守するものとし、その他本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年9月25日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 難波 喬司

乙 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル17階
株式会社ジャパングスエナジー
代表取締役社長 大浜 健

森林カーボンクレジット創出促進事業における
実証事業の実施に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社中井俊裕カーボンニュートラル研究所（以下「乙」という。）は、「森林カーボンクレジット創出促進事業」（以下「本事業」という。）において採択された実証事業（以下「実証事業」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、実証事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。

（実証事業の期間）

第3条 実証事業の期間は、甲が第6条第2項の規定における承認を行った日から令和9年12月31日までとする。

（事業責任者）

第4条 乙は、実証事業の実施に際し、自己の知識、技能、資格及び経験を有する者として乙の代表者を事業責任者として選任する。

2 事業責任者は、甲との連絡調整や事業の進捗管理、現場での執行管理の責任を負うものとする。

（役割分担）

第5条 実証事業の実施における甲及び乙の役割分担は次のとおりとする。

（1）甲の役割

- ア 実証事業に関する協議及び助言
- イ 経費の支出
- ウ 本事業の広報
- エ その他本事業及び実証事業の円滑な実施のために必要な業務

（2）乙の役割

- ア 実証事業の企画及び実施
- イ 本事業の広報への協力及び実証事業の成果の発信
- ウ その他実証事業の円滑な実施のため必要な業務

2 甲及び乙は、自己の業務の一部を第三者に委託し、本事業又は実証事業の実施に当たり

必要な情報をその受託者と共有できるものとする。その場合、甲及び乙は当該受託者に対して、第18条（暴力団等の排除）、第19条（個人情報の取扱い）、第20条（秘密の保持）及び第24条（帳簿の保存）において自己が負う義務と同等の内容を遵守させる。

- 3 甲及び乙は、前項の規定により当該受託者に自己の業務の一部を委託した場合、その他の相手方にその受託者を通知する。

（実施計画の作成）

第6条 乙は、協定締結後速やかに実証事業に係る実施計画（以下、「実施計画」という。）を作成し、第1号様式により甲に協議を行う。

- 2 甲は、前項の規定により乙から協議があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、乙に対して通知する。

（実施計画の変更）

第7条 乙は、前条の規定により甲が承認した実施計画を変更しようとするときは、第2号様式により甲に協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 甲は、前項の規定により乙から協議があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、乙に対して通知する。

（実施計画の進捗管理及び執行管理）

第8条 乙は、第6条の規定により承認された実施計画について実証事業を推進する。

（事業報告）

第9条 乙は、次の各号に定める時点における実証事業の実施状況について、甲が指定する期日までに、第3号様式により甲に報告しなければならない。

- (1) 令和8年3月31日（初年度報告）
- (2) 令和9年3月31日（中間報告）
- (3) 令和10年1月31日（最終報告）

- 2 前項の規定に関わらず、甲が必要と認めるときは、乙に対して実証事業の実施状況について報告を求めることができる。

（経費の負担）

第10条 甲は、実証事業に要する経費のうち、甲が適正と認めたものについては、負担金として乙が指定する者に対して支払うこととする。

- 2 負担金の額は、税込みで令和7年度2,000万円、令和8年度2,000万円、令和9年度2,000万円を上限とする。

(経費の報告)

第11条 乙は、毎年度、実証事業に要した経費について、甲が指定する期日までに、第4号様式により甲に報告しなければならない。

2 次の各号に定めるものについては、前項における実証事業に要した経費から控除する。ただし、控除することが適切でないとき甲が認めたものについてはこの限りではない。

(1) 国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されている場合において、当該補助金、委託費等の額

(2) 実証事業の実施を通じて実証事業に関与する各事業者が得た収入等の額

(負担金の額の確定)

第12条 甲は、前条の規定により乙から報告を受けたときは、その内容を審査し、各年度の負担金の額を確定し、乙に通知する。

(負担金の支払)

第13条 乙は、前条の規定により甲から通知を受けたときは、甲に対して速やかに負担金の支払を請求する。甲はその内容を審査し、適正と認められたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に乙が指定した者に支払う。

(負担金の概算払)

第14条 前条の規定に関わらず、甲は実証事業を実施するにあたり、特に必要があると認めるときは、本負担金を概算払することができる。

2 乙が前項の規定により概算払を請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

3 概算払により交付した負担金の額と第12条(負担金の額の確定)の規定により確定した額とに過不足が生じたときは、甲及び乙にて協議の上、速やかにこれを精算するものとする。

(調査等)

第15条 甲は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めるときは、乙の事業に支障のない範囲において、乙に対し、本事業に関する報告を求め、若しくは帳簿書類その他の物件を調査し、又は乙の従業者その他の関係者に対し、質問をすることができる。

2 乙は、前項の規定による報告の徴収及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならないが、同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。但し、乙の事業に支障のない範囲に限るものとする。

(本協定の解除)

第16条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく反したとき。
 - (2) 甲においては、公益上の見地から実証事業を中止する必要性が生じたとき。
 - (3) 甲又は乙において、実証事業の執行が困難であると相手方が認めたとき。
 - (4) 甲又は乙が、相手方に対し相当の期間を定めて本協定の履行を催告したにもかかわらず、正当な理由なく、その期間内に履行しないとき。
 - (5) 乙について、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があったとき。
 - (6) 乙が、偽り、隠匿その他不正の手段により負担金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - (7) その他、乙が協定先として不適切と甲が判断したとき。
 - (8) 自然災害、天変地異などのやむを得ない事由により実証事業を中止とするとき。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき理由により本協定を解除することになった場合は、乙に対して負担金の返還を求めることができる。
- 3 第1項6号に該当する事由が本協定期間終了後に発覚した場合は、前項を準用する。なお、本項に該当する場合は、甲は、本協定を解除することなく、乙に対して負担金の返還を求めることができる。
- 4 第1項の規定により本協定が解除された場合において、乙が実施した内容を甲が審査した結果、適正と認めた部分があるときは、甲は当該実施部分に対する負担金相当額を支払う。当該支払については、第13条（負担金の支払）の規定を準用する。

(損害賠償責任)

第17条 甲及び乙は、本協定に違反したことにより相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。

(暴力団等の排除)

第18条 乙は、自身や乙に所属、又は、乙の関連する法人やその他団体、又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（静岡県暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）を介入させてはならない。また、実証事業を実施するに当たり、暴力団又は暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。

- (2) 甲に報告すること。
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(個人情報の取扱い)

第19条 甲及び乙は、本事業の実施に当たり知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）に基づき適正に取り扱うものとする。

(秘密の保持)

第20条 甲及び乙は、本協定の履行に当たり、相手方から秘密である旨表示がなされて開示された資料、情報のほか、実証事業の実施に関して知り得た個人情報及び相手方の技術上、経営上、営業上等の一切の情報を秘密として取り扱い、当該相手方の事前の書面による了承なく第三者へ開示又は漏洩しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受け、又は知得した際、既に公知となっているもの
- (2) 開示を受け、又は知得した際、自己の責によらずに公知となったもの
- (3) 開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 法令（静岡市の条例、規則を含む。）の規定により提供が義務付けられているもの

(情報公開)

第21条 実証事業に関連し、甲及び乙が作成し甲に対して提出した資料は公文書として取り扱い、法令に基づき不開示となる部分を除き開示請求の対象となる。

(実証事業の公表)

第22条 甲及び乙は、実証事業の内容及びその成果を公表できるものとする。

- 2 甲及び乙は、実証事業の内容等を公表するときは、その公表に先立ち、相手方と協議する。

(権利の帰属)

第23条 実証事業の実施に当たり、甲及び乙の各業務に付随して得られた作成物（中間作成物を含む。以下同じ。）に対する著作権、及びその他の知的財産権は、各当事者に帰属するものとする。ただし、本協定の締結前から各当事者に帰属していた知的財産権等は、引き続き各当事者に留保される。

- 2 甲及び乙は、本事業において必要があると認められる場合には、相互に事前通知及び承諾を得た上で、前項の作成物を無償で利用できる。

3 本条第1項に定める作成物の利用上、特に留意すべき事項がある場合の取扱いは、別途、甲及び乙が協議して定める。

(帳簿の保存)

第24条 乙は、本事業に関する帳簿を備え、本事業が完了した日の属する事業年度の終了後5年間保存する。

(協定の変更)

第25条 甲及び乙は、実証事業の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力とその他予期することができない事由により本協定に定める条件が不相当となった場合は、各当事者が協議の上、本協定を変更することができる。

(協定期間終了後の効力)

第26条 本協定が、協定期間満了又は解除等により終了した後においても、第16条(本協定の解除)、第17条(損害賠償責任)、第18条(暴力団等の排除)、第19条(個人情報の取扱い)、第20条(秘密の保持)、第21条(情報公開)、第22条(実証事業の公表)、第23条(権利の帰属)、第24条(帳簿の保存)及び本条の規定は存続する。

(協議)

第27条 本協定に定めのない事項については、関係法令を順守するものとし、その他本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議を行い、その解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年9月18日

甲 静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 難波 喬司

乙 静岡県静岡市葵区伝馬町9-18 KKビル301
株式会社中井俊裕カーボンニュートラル研究所
代表取締役 中井 俊裕